

旅して応援“ほっと一息、ぎふの旅”県民割引キャンペーン（第2弾）

宿泊施設向けQ & A集

令和3年10月14日 更新

【更新箇所（R3.10.14）】

・10 ページ - Q32 更新

目次

【支援制度概要】	- 2 -
【実施期間】	- 4 -
【宿泊施設について】	- 6 -
【精算について】	- 8 -
【旅行・宿泊代金割引について】	- 9 -
【本人確認について】	- 13 -
【感染症拡大時の対応について】	- 14 -
【OTAでの販売について】	- 15 -
【ぎふ旅コインについて】	- 15 -

【支援制度概要】

Q 1. キャンペーンの概要が知りたい。

- A. 岐阜県民による県内旅行を対象に、1人1泊あたり商品代金の50%(1人1泊あたり5千円を上限)を支援することとしております。
なお、連泊制限や利用回数の制限はございません。

Q 2. 旅行者は、支援を受けるためには何をする必要がありますのでしょうか。
旅行の申し込み後、県に補助金を申請すればよいということでしょうか。

- A. 事業に基づく旅行・宿泊代金の割引支援の適用を受けるためには、本事業による割引支援額を差し引いた価格でOTAおよび旅行業者が販売する商品を、旅行者が申し込み・購入する必要があります。

なお、本キャンペーン適用商品を販売するのは下記のOTA、旅行業者です。

<OTA>

じゃらんNet、楽天トラベル

<旅行業者>

・大手旅行会社（宿泊、日帰り）

JTB、近畿日本ツーリスト、日本旅行、ジェイアール東海ツアーズ、
名鉄観光サービス、東武トップツアーズ、エイチ・アイ・エス、農協観光、
ショーワトラベルサービス、岐阜乗合自動車、濃飛乗合自動車

・中小旅行会社（宿泊、日帰り）

岐阜県旅行業協会等加盟の82社

Q 3. 宿泊施設が対応しなければいけないことは何か。

- A. ①チェックイン時等に、本人確認書類（運転免許証・保険証など）で申込者・同行者が岐阜県在住であることを確認してください。なお、旅行会社を通じた予約

の場合は、旅行会社にて確認を実施しておりますので、宿泊施設での確認は省略しても構いません。

②人数・泊数に応じ、「ぎふ旅コイン」のポイントカードを配付してください。

(詳細は、ぎふ旅コイン運営事務局(後述)にお問い合わせください。)

③旅行会社からの予約の場合は、次のとおりご対応ください。

大手…旅行会社から施設利用証明書作成依頼が来ますので、作成の上旅行会社にご提出ください

中小…旅行者が利用確認書を持参しますのでご記載のうえ、確認書記載の番号にFAXしてください。

割引については、旅行会社やOTAが対応しますので、現地で割引対応をしていただく必要はありません。但し、割引業務を旅行会社とOTAが担うため、宿泊施設のHPや電話等での直接予約では旅行者は割引を受けることができません。

Q 4. なぜ宿がHPや電話等で直接受け付ける予約が割引適用にならないのか。

A. 本キャンペーンは観光庁の「地域観光事業支援」の補助金を活用して実施しており、この補助金を用いたキャンペーンは、新型コロナウイルスの感染状況が「ステージⅡ相当以下」でなければ実施できません。

したがって、感染状況が落ち着き次第すぐに開始し、感染が拡大した場合はすぐに停止するという速やかな運用が必要であるために旅行会社やOTAで実施することとしました。

Q 5. 支援額の計算の基礎となる「旅行代金」は税込み価格か、税抜き価格か。入湯税は含めていいのでしょうか。

A. 税込み価格になります。入湯税があらかじめ予約した際の旅行・宿泊代金に含まれる場合には、入湯税を含めて構いません。ただし、旅行・宿泊代金とは別に、宿泊施設等の現地で支払う場合には、支援の対象外となります。

Q 6. 岐阜県外居住者の岐阜県への旅行は支援の対象となるのでしょうか。

A. 本事業は、岐阜県民による県内旅行需要の喚起が目的のため、支援の対象外となります。

Q 7. 岐阜県在住の外国人は対象となるのでしょうか。

A. 本事業は県内旅行需要の喚起が目的のため、岐阜県内居住者であれば、在住外国人でも利用可能です。

【実施期間】

Q 8. 本事業は、いつから開始されるのでしょうか。

A. 令和3年10月15日（金）から、中小旅行会社での割引販売を初めとして、キャンペーン適用商品の販売の第2弾を順次開始します。

Q 9. 本事業の販売期間、対象旅行期間はいつですか。

A. 各販売窓口の販売期間、対象旅行期間は下記のとおりです。

○中小旅行会社

販売期間：令和3年10月15日（金）～11月30日（火）

対象旅行期間：令和3年10月15日（金）出発～11月30日（火）帰着

※宿泊を伴うものは12月1日（水）チェックアウトを含む

○大手旅行会社

販売期間：令和3年10月18日（月）～11月30日（火）

対象旅行期間：令和3年10月18日（月）出発～11月30日（火）帰着

※宿泊を伴うものは12月1日（水）チェックアウトを含む

※令和3年10月18日（月）以降準備のできた旅行会社から順次実施します。

○じゃらんnet

販売期間：令和3年10月20日（水）～11月30日（火）

対象宿泊期間：令和3年10月20日（水）チェックイン～12月1日（水）チェックアウト

○楽天トラベル

販売期間：令和3年10月26日（火）～11月30日（火）

対象宿泊期間：令和3年10月26日（火）チェックイン～12月1日（水）チェックアウト

Q10. この期間を設定した理由は。

- A. コロナの感染状況次第ではキャンペーンの休止・停止措置を講じる必要もあることから、11月30日までという期間を区切って実施することとしました。
また、短期間とはいえ、感染拡大が進んだ場合にはキャンペーンの途中停止を行う可能性があり、途中停止となれば割引も無効となります。

Q11. なぜ各販売窓口の開始日が異なるのか。

- A. キャンペーンの実施については、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、慎重に判断をしました。実施の決定から開始までの準備期間を考慮し、実現可能な旅行会社等から順次開始することとしました。

Q12. 11月30日以降はキャンペーンを実施するのか。

- A. 新型コロナウイルス感染症の感染状況次第で検討していきます。

Q13. 予算がなくなったら事業は終了するのでしょうか。

- A. 予算がなくなったら事業は終了となります。ただし、特定の時期・季節に利用が集中することがないように、過去の県内の宿泊実績等を参考にし、適切に運用する予定です。

Q14. 本キャンペーンの開始前に、対象旅行期間での旅行を予約していたが、支援の対象となるのでしょうか。

- A. その旅行商品が本キャンペーンの支援対象（県民による県内旅行）であること、対象施設に宿泊する予約であること、及びその旅行商品を Q2 で示した O T A ・旅行会社から購入していた場合、支援の対象となる可能性があります。
- 詳細については各旅行会社等にお問い合わせください。

【宿泊施設について】

Q15. 本キャンペーンの対象となる宿泊施設は？

- A. ○適切な感染症拡大防止対策を宿泊施設・旅行者とも行っていることを前提としており、宿泊施設については「業種別に定められている新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」等の遵守など感染症拡大防止対策を徹底することとしている。
- 感染症防止対策を徹底するため、じゃらん net、楽天トラベル参加業者については、本割引対象施設を GoTo トラベル事業の登録業者として限定している。
- さらに、今回のキャンペーン第 2 弾では「ぎふ旅コイン」のポイントをチャージするポイントカードの配布にご協力いただける宿泊施設を対象としている。

Q16. 旅行会社を介さずに宿泊施設が旅行者に直接宿泊商品を販売する場合（いわゆる宿直販の場合）について、宿泊代金の割引支援の対象となるのでしょうか。

- A. 対象外となります。割引支援の対象となるには、Q2 で示した O T A および旅行会社で申し込み・購入する必要があります。

Q17. 民泊は、旅行・宿泊代金の割引支援の対象となるのでしょうか。

- A. 旅館業法の許可を受けた施設であれば、適正な執行管理のための体制が確保されていることを条件に、支援対象になります。
- 住宅宿泊事業法の届出をしている住宅でも、旅館業法の許可を受けていなければ対象外となります。

Q18. ゲストハウス、ドミトリー、ユースホステル、カプセルホテル、ウィークリーマンションなどは、旅行・宿泊代金の割引支援の対象となるのでしょうか。

A. 旅館業法の許可を受けた施設であれば、適正な執行管理のための体制が確保されていることを条件に、支援対象になります。

Q19. 「人格のない社団」等（公有民営施設で法人格なき団体が宿泊施設（旅館業法としての営業許可あり）を運営）でも宿泊施設として登録可能でしょうか。

A. 可能です。

Q20. 会員制のリゾートホテル・マンションは、旅行・宿泊代金の割引支援の対象となるのでしょうか。

A. 会員制のリゾートホテル・リゾートマンションについては、

①入会金（年会費）を支払えば、一定の日数無料で宿泊できる権利が与えられるもの

②会員向けの特別料金が設定されているもの

③会員のみしか利用できず、宿泊料金が設定されているもの

の大きく3種類があると考えられます。

このうち、①については1泊当たりの宿泊代金が存在しないため、割引支援の対象とすることはできません。

一方で、②については一般利用者とは異なる特別料金であっても1泊当たりの宿泊代金が発生するのであれば、この特別料金を基準に割引支援の対象とします。

③についても同様に、当該宿泊料金を基準に割引支援の対象とします。

Q21. 農泊は、旅行・宿泊代金の割引支援の対象となるのでしょうか。

A. 旅館業法の許可を受けた施設であれば、適正な執行管理のための体制が確保されていることを条件に、支援対象になります。

Q22. キャンプ場のテント区画、コテージ、バンガロー、グランピングなどは、旅行・宿泊代金の割引支援の対象となるのでしょうか。

A. 旅館業法の許可を受けた施設については、適正な執行管理のための体制が確保されていることを条件に、支援対象となります。

つまり、旅館業法の簡易宿所営業の許可が必要となるコテージ、バンガロー、常設のテントなどは、ホテル・旅館などと同様に支援の対象となります。

一方で、旅館業法の許可が必要ない、持ち込みテントのためのサイト（区画）などは、支援の対象となりません。

Q23. キャンピングカーは、旅行・宿泊代金の割引支援の対象となるのでしょうか。

A. キャンピングカーは、旅行・宿泊代金の割引支援の対象となりません。

Q24. 宿坊は、旅行・宿泊代金の割引支援の対象となるのでしょうか。

A. 旅館業法の許可を受けた施設については、適正な執行管理のための体制が確保されていることを条件に、支援対象となります。

【精算について】

Q25. 旅行・宿泊代金の割引の対象となる宿泊施設となった場合、それぞれの施設への旅行会社等からの割引分の精算はいつから始まるのでしょうか。また、どの程度の期間で精算が行われるのでしょうか。

A. 宿泊施設と旅行会社等との契約になりますので、詳細は旅行会社等にお問い合わせください。

【旅行・宿泊代金割引について】

Q26. 3泊4日の旅行について、①往復の交通費＋1泊目のパック、②2泊目の宿泊単体、③3泊目の宿泊単体、と別々に予約・購入をした場合、支援額はどのように計算するのでしょうか。

A. ①、②、③のそれぞれが1つの旅行として計算します。(①、②、③のいずれも1人1泊あたり5千円が支援の上限となります。)

Q27. 事前に予約をした宿泊代金のほか、宿泊施設の滞在時に酒類などを購入しチェックアウト時に支払いを行った場合の酒類の代金など、宿泊施設での滞在時に追加で支払いを行ったものも、支援の対象となるのでしょうか。

A. 事前に予約を行っていたもののみが支援の対象となります。例えば、朝食付き宿泊プランとして申し込みを行っていた場合には朝食代金も含めて支援の対象です。一方で、宿泊施設滞在時に追加で注文した商品・サービスについては支援の対象外となります。

※宿泊施設が「ぎふ旅コイン」の加盟店であると、宿泊施設滞在時に追加で注文した商品・サービスを「ぎふ旅コイン」で支払うことができる場合があります。

Q28. 事前に旅行業者で予約したツアーに加えて、現地で自ら食事代を支払ったり、フリー時間に観光施設を訪れて入場料を支払った場合には、これらの食事代・観光施設入場料はいずれも旅行・宿泊代金割引の対象になるのでしょうか。

A. 事前に旅行会社で予約・支払いをしたツアー代金部分のみが支援対象となります。食事代・観光施設入場料は、ツアー代金に含まれていれば支援対象ですが、現地で別途支払ったものは対象外となります。

※飲食店や観光施設が「ぎふ旅コイン」の加盟店であると、食事代や観光施設入場料を「ぎふ旅コイン」で支払うことができます。

Q29. 旅行・宿泊代金を各種ポイントやマイルで支払った場合には、支援の対象になるのでしょうか。

A. 代金を各種ポイントやマイルで支払った場合も支援の対象になります。あくまで元の旅行・宿泊代金を基に支援額を算出することとなります。

<例>

1万円の宿泊代金のうち 3千円分をポイントで支払った場合
→支援額：1万円×50%＝5千円

Q30. QUOカード等の換金性の高い金券類をプラン内容に含む旅行・宿泊商品は、(金券類の金額も含んだ形で)割引の対象となるのでしょうか。

A. 換金性の高い金券類をプラン内容に含む旅行商品は、支援の対象外です。

Q31. 宿泊施設のデユース利用は、旅行・宿泊代金割引の対象となりますか。

A. 宿泊施設の利用開始時と利用終了時が同日であるいわゆる「デユース」については、割引の対象とはなりません。

Q32. 支援の対象となる旅行商品の基準について教えてください。

A. 基準については下記のとおりです。(GoToトラベルに準拠)

<宿泊代金・旅行代金に含められないもの> (代表的なものを例示)

①換金性の高いもの

- ・金券類 (QUO カード等のプリペイドカードやビール券・おこめ券・旅行券や店舗が独自に発行する商品券等)
- ・鉄道の普通乗車券・特急券 (指定席券等を含む)・回数券、普通航空券 (往復航空券や上位クラス利用料金を含む) 等 ※販売箇所以外で払い戻しができないよう適切に管理できるものは除く

・収入印紙や切手

②上記のほか、県が対象商品として適切でないとするもの

県が対象商品として適切であると認めるか否かの基準・考え方については、

①観光を主たる目的としていること

②感染拡大防止の観点から問題がないこと

③旅行商品に含まれる商品やサービスの価格が通常の宿泊料金の水準を超えないこと

④旅行者自身が旅行期間中に購入又は利用するものであること等を社会通念上の観点も含めて総合的に判断することとしています。

※支援の対象外となる個別具体の旅行商品の具体例については、下記に随時掲載することとします。

<対象外となる商品の例>

・通常の宿泊料金（1万円程度）を著しく超える、館内のルームサービス、食事等でいつでも利用できるホテルクレジット（3万円程度）付宿泊プラン

・通常の宿泊料金（5千円程度）を著しく超える商品（3万円程度）付の宿泊プラン

・ヨガライセンス講習（4泊5日20万円～）、英会話講習付き宿泊プラン（2泊3日28000円）、ダイビング免許付き宿泊プラン（5～10万円）

・旅行者が支払う宿泊料金を超えるポイントを還元する宿泊プラン

Q33. 旅行先の観光地で利用できるアクティビティや食事（4万円相当）を含む旅行商品（宿泊代金は1万円相当）を造成したいのですが、支援の対象になるのでしょうか。

A. 「宿泊+ α （商品やサービス）」又は「宿泊+交通+ α （商品やサービス）」の旅行商品の場合には、「 α （商品やサービス）」の部分について、Q32で示した基準・考え方に基づき、本事業の支援の対象として適切であると認めるか否かを社会通念上の観点も含めて総合的に判断することとしておりますが、仮に③「旅行商品に含まれる商品やサービスの価額が通常の宿泊料金の水準を超えないこ

と」の基準を満たしていない場合であっても、そのことをもって直ちに支援の対象外となることを意味するものではありません（①「観光を主たる目的としていること」②「感染拡大防止の観点から問題がないこと」④「旅行者自身が旅行期間中に購入又は利用するものであること」等の基準に照らし、社会通念上の観点も含めて総合的に判断した結果、支援の対象として認める場合があります）。

ご質問の旅行商品については、支援の対象となります。

Q34. ダイビング、陶芸体験、ゴルフのレッスン等については支援の対象になるのでしょうか。

A. 「宿泊＋ α （商品やサービス）」又は「宿泊＋交通＋ α （商品やサービス）」の旅行商品の場合には、「 α （商品やサービス）」の部分について、Q32で示した基準・考え方に照らし、本事業の支援の対象として適切であると認めるか否かを社会通念上の観点も含めて総合的に判断することとしております。この点、ライセンスや資格の取得を目的とした商品やサービスについては、一般的に観光を主たる目的としていると言えないため、本事業の支援の対象外となります。ただし、この場合であっても、「宿泊」又は「宿泊＋交通」の部分がライセンスや資格の取得を目的とした商品やサービスの代金と明確に切り分けて販売されていれば、当該「宿泊」又は「宿泊＋交通」部分は本事業の支援の対象とします。

一方ライセンスや資格の取得ではなく、旅行先でアクティビティをすること自体が目的となることを明示している旅行商品の場合、本事業の支援の対象となります。

<例>

・ダイビング体験付の旅行商品4万円相当（旅行代金のうち宿泊代金は2万円相当）

→ライセンスや資格の取得ではなく、旅行先でアクティビティの一環として、ダイビングをすること自体を目的としているため、支援の対象となります。

・陶芸体験付の旅行商品3万円相当（旅行代金のうち、宿泊代金は2万円相当）

→旅行先でアクティビティの一環として、陶芸体験をすることを目的としているため、支援の対象となります。

- ・ゴルフのレッスン付の旅行商品 4 万円相当（旅行代金のうち、宿泊代金は 2 万円相当）

→旅行先でアクティビティの一環として、ゴルフをすることを目的としているため、支援の対象となります。

- ・英会話の講習代金を含んだ旅行商品 3 万円相当（旅行代金のうち、宿泊代金は 2 万円相当）

→ライセンスや資格の取得ではありませんが、Q32 で示した基準・考え方①「観光を主たる目的としていること」に照らし、観光を主たる目的としているとは言えないので、支援の対象になりません。

Q35. カラオケの利用プランを含んだ旅行商品は支援の対象となりますか？

A. 対象外となります。

ただし、元々設置しているカラオケ機器の撤去までを求めているものではありません。

【本人確認について】

Q36. 本キャンペーンの対象者は、代表者・同行者ともに岐阜県民に限るとあるが、どのように制限をかけるのか。

A. 本キャンペーンについて告知をする際に、WEB サイト等で対象者に関する注意事項を記載します。

またOTAについては、現地でのトラブルを少しでも削減するために、各OTAから送付させていただくFAXに記載されているテキストをOTAに掲載されているプランに記載願います。

Q37. 運転免許証や保険証が無い旅行者はどうすればよいか。

A. パスポートや学生証、住民票など、現住所を確認できる書類をご準備ください。

Q38. 最近岐阜県に引っ越したばかりで、免許証等の住所を更新できていない旅行者はどうすればよいか。

A. 住居の賃貸借契約書など、居住地が岐阜県であることが分かる書類をご準備ください。

Q39. 旅行者の住所確認は必要か。また運転免許証等の本人確認書類の写しなど、住所を証明する書類の提出は必要か。

A. チェックイン時などに本人確認書類のチェック等にて代表者・同行者ともに岐阜県在住者であることを確認してください。本人確認書類を有していない旅行者（子どもなど）は、同居である旨を可能な範囲で確認をお願いします。旅行会社が販売したものについては、旅行会社が販売時に確認をしておりますので、確認を省略していただいても構いません。なお、県に住所確認を証明する書類等の提出は必要ありません。

Q40. 同行者が県外在住者であった場合の対応は。

A. 宿泊予約サイトからの予約の場合、システムの都合上対応が異なりますので、詳細は各OTAにお問い合わせいただくか、各OTAより送付されているFAXをご確認ください。

【感染症拡大時の対応について】

Q41. 新型コロナウイルス等の感染が拡大した場合の対応は。

A. キャンペーンは、10万人あたり新規感染者数（7日間移動合計）、病床使用率ともにステージⅢに近づいた場合、その他の感染状況も踏まえたうえで、キャンペ

ーンを停止し、予約済みの旅行であっても割引が無効となる場合もありますので、ご留意願います。

Q42. 感染拡大によるキャンペーン中止時の対応は。

- A. 感染症拡大防止の観点から、人流を抑制するために下記の対応を行います。
- ・新規割引販売の停止
 - ・予約済み旅行の割引の無効化

【OTAでの販売について】

Q43. OTAでの予約で同行者が県外在住者であった場合の対応は。

- A. システムの都合上対応が異なりますので、詳細は各OTAにお問い合わせいただくか、各OTAより送付されているFAXをご確認ください。

Q44. 宿泊プランに掲載するテキストが「じゃらん」「楽天トラベル」によって異なるのはなぜか。

- A. 両社のシステムが異なるため、テキストの内容が異なるものであり間違いではありません。

【ぎふ旅コインについて】

Q45. ぎふ旅コインとは何か。

- A. 本キャンペーンを利用して宿泊した旅行者に付与される電子クーポンで、1人1泊あたり2,000円付与されます。付与された電子クーポンは「ぎふ旅コイン」登録店舗で使用できます。

詳細は、「ぎふ旅コイン」運営事務局にお問い合わせください。

☎058-213-4655

ぎふ旅コイン運営事務局 WEB ページ <https://gifutabico.in.jp/>

Q46. ぎふ旅コインのポイントカードは、誰に配布すればよいか。

A. 本キャンペーンを利用した宿泊者のチェックインの際にポイントカードを配付してください。ただし、旅行会社が実施する添乗員付きのツアーの場合は、発地で添乗員等が配布しますので、宿泊施設で配布する必要はありません。

旅行の形態	ポイントカード 配布方法
①OTAを通じた予約	宿泊施設
②旅行会社を通じた宿泊予約(個人)	宿泊施設
③旅行会社を通じた宿泊予約(団体)	宿泊施設
④旅行会社が実施するフリープラン(宿泊+交通機関等)	宿泊施設
⑤旅行会社が実施するエスコートツアー(宿泊)	旅行会社の添乗員等